

議案第22号関連資料

阪神・淡路大震災の災害援護資金に係る債権の放棄等について

1 目的

令和5年3月末で国・県への償還期限を迎える阪神・淡路大震災の災害援護資金について、債務者の状況等から、これ以上の債権回収が極めて困難であること、さらに、県、被災近隣各自治体の対応を踏まえ、地方自治法の規定に基づき、本市が有する債権を放棄し、一刻も早い被災者の生活再建支援を図るものです。

2 債権の放棄

(1)放棄する権利と額

項目	内容
権利の内容	阪神・淡路大震災により災害援護資金の貸付けを受けた者に対して有する当該貸付金の元金及び利息にかかる支払請求権。
放棄する額	①債権額：25,316,107円（元金及び利息） ②件数：23件
放棄の理由	当該債権については、平成7年の発災による貸付以降、制度の変遷や償還期間の延長措置等を経て、少額償還や償還免除制度なども活用しつつ償還を続けてきた。しかしながら、発災から28年が経過し、借受人の高齢化が進み、生活状況に余裕はなく、完済に至るのは極めて難しいことに加え、行方不明などにより、今後の回収及び償還の継続が事実上困難となっている。さらに、本年2月から3月にかけて、兵庫県及び被災近隣各自治体が協調して債権放棄を進めていることも考慮し、市として被災者の一刻も早い生活再建支援を図るため、当該債権を一括して放棄するものです。
根拠法	地方自治法第96条第1項第10号

3 貸付状況

(1)制度概要

①対象災害	阪神・淡路大震災
②貸付対象	上記災害により、1か月以上の負傷又は住居・家財に被害を受けた者で、所得要件に該当する世帯の世帯主
③貸付限度額	最大350万円（被害の種類・程度による）
④償還方法	償還期間10年、据置期間5年（特例）、利率年3%
⑤貸付原資	国（2/3）、県（1/3）
⑥貸付実績	1,524件／3,384,000,000円

(2)償還状況

貸付総額（元金）	金額（円）	割合（％）	件数
合計	3,384,000,000	100.0	1,524
償還済額（免除含む）※	3,359,974,673	99.3	1,501
未償還額※	24,025,327	0.7	23

※償還済額、未償還額は2023年（令和5年）1月末現在の額

4 県・近隣各市の状況

貸付原資の一部を負担している兵庫県及び貸付債権を保有する被災近隣各自治体の対応については以下のとおり。

【各自治体の借受人に対する債権への対応（予定含む）】

○令和5年3月議会で放棄予定

3月末現在で貸付債権を保有する市すべて

[尼崎市（2月議会）、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、淡路市、明石市]

○既に放棄済

神戸市（令和3年9月）

※兵庫県（令和5年2月議会にて各自治体に対する貸付債権等を放棄）

5 国・県への償還

災害援護資金貸付金の国・県への償還期限の延長が2023年（令和5年）3月末で終了となっていることから、所要額を令和5年3月補正で計上し、県に一括償還する。

なお、償還額の一部（1/3）を県が負担する。

償還額等	償還元金（放棄、免除含む）：21,135,392円（県負担額控除後の償還額）
償還期限	2023年（令和5年）3月末
予算措置	令和5年3月補正予算にて償還分を計上

6 スケジュール

- | | |
|---------------|---|
| 2023年（令和5年）2月 | ・各自治体への貸付債権の放棄議案の提案（兵庫県） |
| 3月 | ・債権放棄議案提案（被災近隣各自治体）
・償還のため補正予算議案提案
・議決後、県への償還と債権放棄（借受人への通知） |